

届出に係る加算等の算定の開始時期

サービスの種類	算定を開始する時期
<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 ・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・通所介護 ・(介護予防) 通所リハビリテーション ・(介護予防) 福祉用具貸与 <p>【居宅介護支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 <p>【介護予防支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援 <p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (短期利用を含む) ・看護小規模多機能型居宅介護 (短期利用を含む) <p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護相当サービス ・通所介護相当サービス ・介護予防ケアマネジメント 	<p>毎月15日以前になされた場合 →翌月から算定を開始</p> <p>毎月16日以降になされた場合 →翌々月から算定を開始</p> <p>郵送での提出の場合は必着となります。</p>
<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 短期入所生活介護 ・(介護予防) 短期入所療養介護 ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (短期利用を含む) <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 <p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用を含む) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用を含む) ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>届出が受理された日が属する月の翌月から算定を開始 届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から</p> <p>郵送での提出の場合は必着となります。</p>